

重点風景地区

「宝積寺地区」 風景形成基準



日本ラインうめまの森からの眺め



対岸の山頂からの眺め



木曾川(日本ライン)からの眺め

宝積寺地区は、歴史的価値のある木曾川の景勝地の保全と再生を図るため、平成21年8月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「宝積寺景観計画」を施行しました。（なお、平成23年12月に区域の一部は「木曾川河畔上流景観計画」に変更されました。）この冊子は宝積寺景観計画の内容のうち、良好な景観のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

1 歴史と現状

◆ 歴史

宝積寺地区の東側を流れる木曾川は、急峻な渓谷美と深い緑の山々が織り成す「日本ライン」と呼ばれる景勝地となっており、昭和6年には国の名勝木曾川、昭和39年には飛騨木曾川国定公園に指定されています。また、大正時代から本格的に始められた船で下る「ライン下り」は、四季折々の自然の美しさで多くの観光客を集めています。

この地域は、昔から景勝地として多くの別荘が建築され、昭和8年には日本最初の女優として知られる川上貞奴が、不動尊の加護に報謝するため「貞照寺」と「萬松園（旧川上貞奴別荘）」（以下「萬松園」と表記）を建設しました。

「萬松園」の意匠を凝らしたその姿は、現在も「ライン下り」から眺めることができます。



貞照寺



萬松園

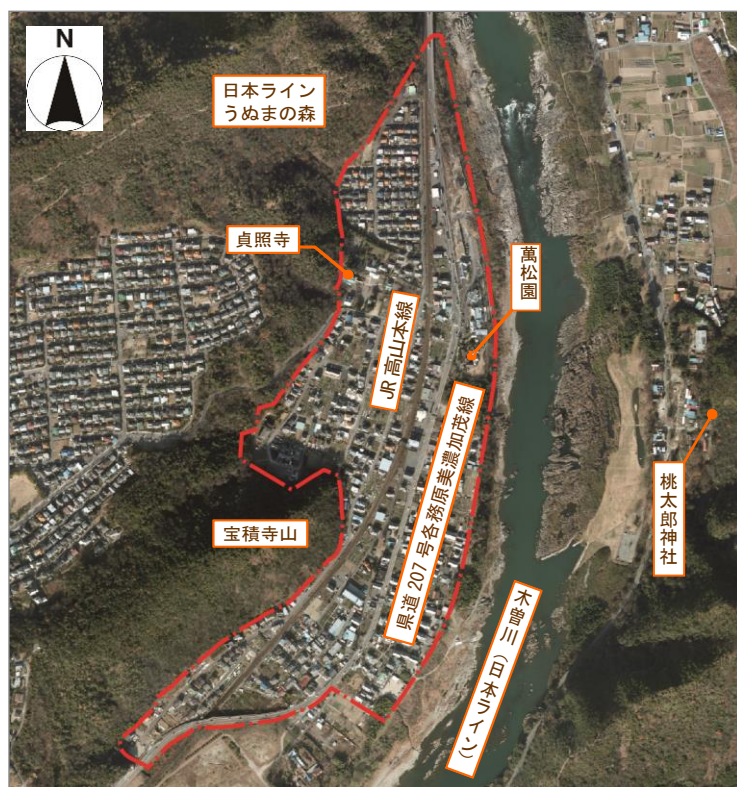
◆ 現状

宝積寺地区には歴史的価値のある「貞照寺」と「萬松園」に加えて、木曾川沿いには河畔林が茂り、その背後には宝積寺山、日本ラインうぬまの森が位置し、名勝という名にふさわしい緑豊かな山々に包まれています。

また、地区内の市街地は、低層な建物が大半を占め、閑静で落ち着きのある低層住宅地を形成しています。



木曾川から宝積寺地区への眺め



空から見た現在の宝積寺地区

◆ 風景づくりのテーマ

歴史的価値のある木曾川の景勝地の保全と再生

◆ 良好な景観の形成に関する方針

歴史的価値のある貞照寺及び萬松園と、その周辺の緑とは木曾川沿岸の景観のひとつであり、各務原市にとって非常に重要な景観資源です。このような地区は景観上の配慮が必要であり、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

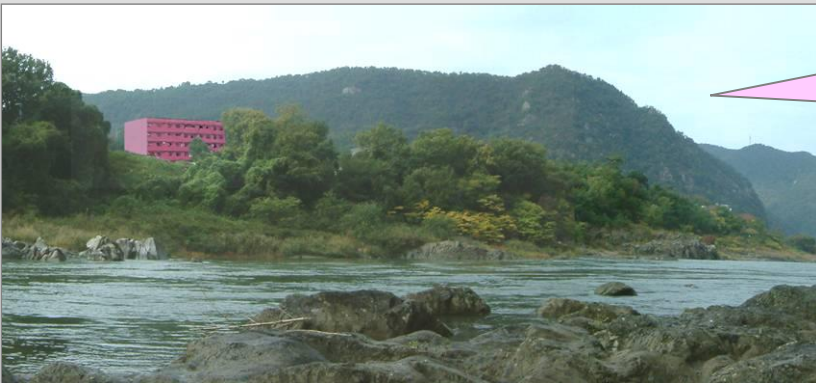
方針

- ・ 歴史的価値のある貞照寺及び萬松園を中心にその周辺を緑豊かな木曾川の景勝地として保全及び再生を図り、安全・安心の美しいまちづくりを目指す。
- ・ 木曾川沿いを安心して歩ける道づくりを目指す。
- ・ 歴史的な趣のある建造物は、景観法に基づく景観重要建造物に積極的に指定し、その保全を図る。

木曾川の景勝地の保全・再生イメージ

風景形成基準は、建築物等の新築、改築する際のルールです。

宝積寺地区の歴史的価値と緑豊かな自然環境との調和に配慮した基準とすることにより、木曾川の景勝地の保全と再生を図ることを目指しています。



▲ 周辺の景観に調和しない建物があると、景観が台無しになってしまいます。

建物に関するルールがないと・・・
景観を無視した建物が建つ可能性があります。



▲ 周辺の自然や建物（景観）との調和が図られると、このように素晴らしいひとつの景観になります。

建物の高さ、壁の色、勾配屋根など周辺の自然環境との調和に配慮することで自然に溶け込む風景になります。

3

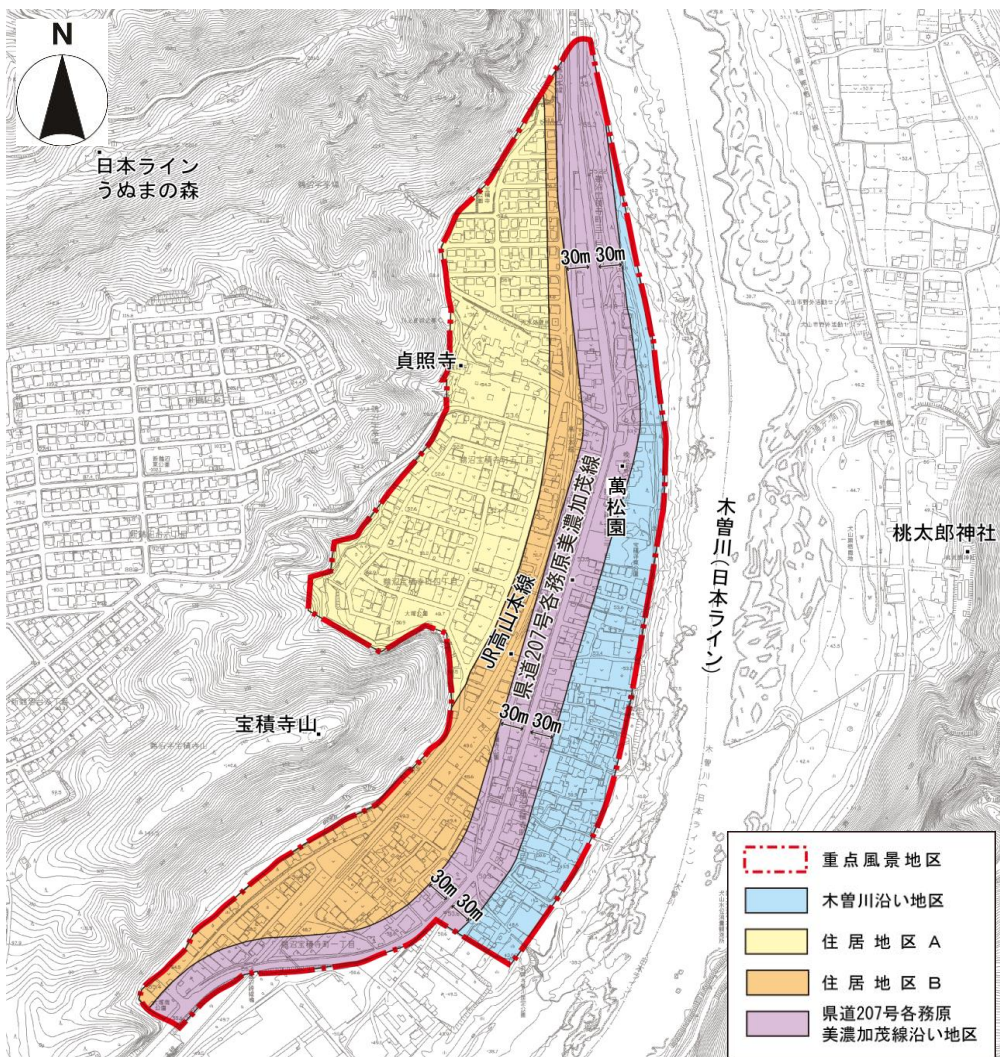
重点風景地区と風景形成基準

◆ 重点風景地区の範囲

宝積寺地区の重点風景地区としての対象区域を、木曾川の景勝地としての位置づけを考慮して下図に示す範囲で指定します。

また、対象区域を木曾川からの眺めや土地利用状況を考慮して「木曾川沿い地区」、「住居地区 A」、「住居地区 B」、「県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区」の 4 つの区域に分けます。

- 木曾川沿い地区：木曾川（日本ライン下り）から眺められる範囲
- 住居地区 A：低層住宅地
- 住居地区 B：JR 高山本線沿いの住宅地
- 県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区：県道 207 号各務原美濃加茂線の道路境界より 30m までの区域



低層住宅地



うめまの森からの眺め



ライン下りからの眺め

◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、次頁に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

宝積寺地区 風景形成基準

木曾川沿い地区

高さ（最高限度）

13mとする。（神社仏閣は除く。）

屋根

勾配屋根とするよう努める。

広告物

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

※ くわしくは ④風景形成基準の詳細 をご覧下さい。

駐車場

共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。

色彩

外壁と屋根の色彩は、歴史的な趣と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色を原則とする。

※ くわしくは ④風景形成基準の詳細 をご覧下さい。

垣・柵

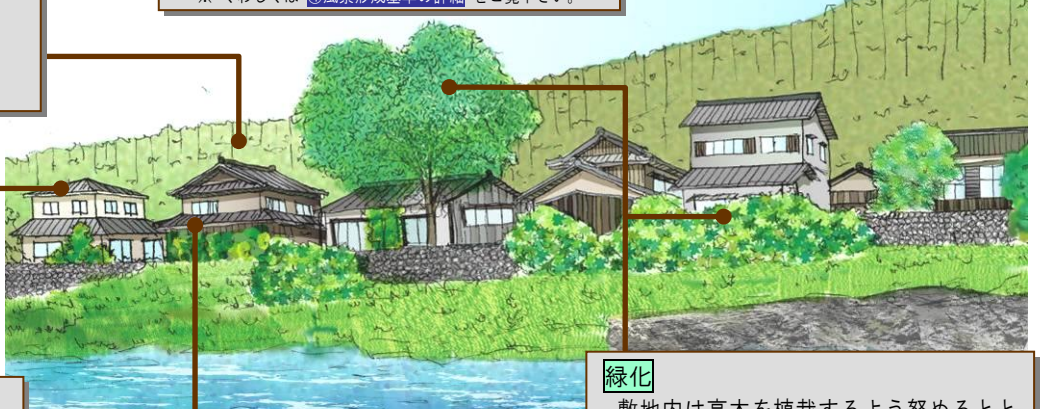
垣・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。

生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

緑化

敷地内は高木を植栽するよう努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

木曾川沿いに面してのり面が生じる場合は周辺の景観に配慮し、緑化するよう努める。



住居地区 A 住居地区 B

高さ（最高限度）

住居地区 A：10mとする。
住居地区 B：13mとする。（神社仏閣は除く。）

緑化

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

屋根、色彩、垣・柵、駐車場、広告物

については、木曾川沿い地区のルールと同じとする。



県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区

高さ（最高限度）

13mとする。（神社仏閣は除く。）

色彩

外壁と屋根の色彩は、歴史的な趣と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色を原則とする。

※ くわしくは ④風景形成基準の詳細 をご覧下さい。

緑化

については、住居地区 A、住居地区 B のルールと同じとする。

垣・柵、駐車場

については、木曾川沿い地区のルールと同じとする。

広告物

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

※ くわしくは ④風景形成基準の詳細 をご覧下さい。



- ※ 名勝木曾川に指定されている区域については、文化財保護法の許可申請が必要となります。
- ※ 飛騨木曾川国定公園に指定されている区域については、自然公園法の許可申請が必要となります。
- ※ 木曾川沿いの行為は、河川法の許可申請が必要となります。
- ※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。
- ※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準（各務原市色彩ガイドラインを含む）も適用するものとします。
- ※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- ※ 色彩に関する表示については、日本産業規格 Z 8721 に定められた規格とします。

4

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

1 高さ（最高限度）

木曽川沿い地区・住居地区B・

県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区

13m とする。（神社仏閣は除く。）

住居地区A

10m とする。

2 屋根

木曽川沿い地区・住居地区A・住居地区B

勾配屋根とするよう努める。

良好な住環境の保全と周囲の山並みとの調和に配慮して、建物の高さは低く抑え、屋根は勾配屋根とするよう努めて下さい。

【建築物の高さについて】

低層の統一感ある落ち着いた雰囲気のある住宅地としての連続性を保って下さい。



【高さ（最高限度）について】

- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第 29 条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第 3 条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

3 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

木曽川沿い地区・住居地区A・住居地区B・県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区 共通

外壁の色彩は、歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R 以上 5Y 以下）の中明度から高明度（明度：5 以上）で、低彩度色（彩度：4 未満）を原則とする。

屋根の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色か低彩度色（彩度：4 未満）を原則とする。

木曽川沿い地区・住居地区A・住居地区B

アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の 5% までの範囲とする。

県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区

アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の 10% までの範囲とする。



緑豊かな周辺環境と調和するよう、外壁や屋根の色彩は、無彩色又はアースカラー（茶系色、自然素材色）などの落ち着いた低彩度色として下さい。

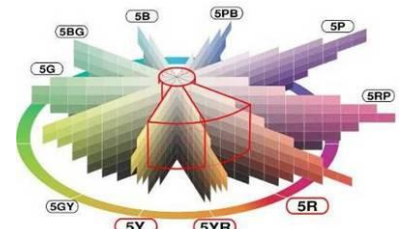
【外壁のベースカラーとして使用可能な色】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R 以上 5Y 以下
明度：5 以上
彩度：4 未満

無彩色の範囲



有彩度色の範囲



【色彩基準について】

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

4 垣・柵

木曾川沿い地区・住居地区A・住居地区B・

県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区 共通

垣や柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。

生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

緑の多いまち並みとするため、生垣を用いるように努めて下さい。

【 生垣を設けた事例 】



5 緑化

木曾川沿い地区・住居地区A・住居地区B・

県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区 共通

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

木曾川沿い地区

高木を植栽するよう努める。

木曾川沿いに面してのり面が生じる場合は周辺の景観に配慮し、緑化するよう努める。

【 緑豊かな住宅地の事例 】



【 のり面緑化の事例 】



緑が豊かなまち並みは日々の生活にうらおいを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。また、緑が造成等により失われ、表土が露出したり、コンクリートで覆われたりすると景観に大きな影響を与えます。造成などを行う場合は、周辺環境に調和するよう緑化に努めて下さい。

6 駐車場

木曾川沿い地区・住居地区A・住居地区B・

県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区 共通

共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。

【 駐車場の事例 】



緑豊かな周辺環境との調和に配慮して、駐車場についても緑化に努めて下さい。

7 広告物

木曾川沿い地区・住居地区A・住居地区B・

県道 207 号各務原美濃加茂線沿い地区 共通

共通事項

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

広告物規制区域①： 下記②以外の区域

新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。

広告物規制区域②： 県道 205 号の道路境界より 30m までの区域

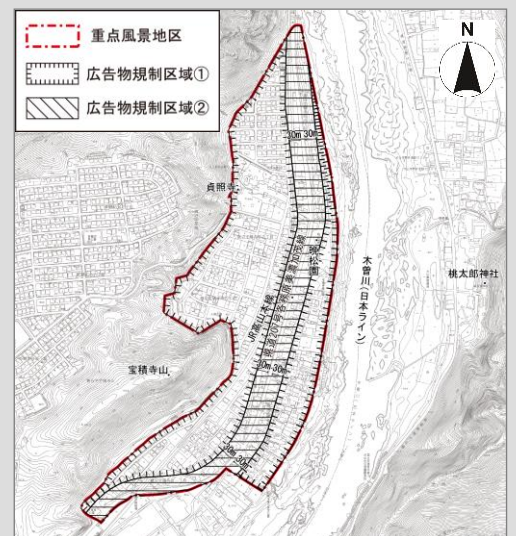
新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 30 m²以下とする。

新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で 2 m²以下、合計 4 m²以下とし、高さは 5m 以下とする。

広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。自然豊かな周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

【 歴史的な趣と調和する広告物の事例 】



風景形成基準の適用除外について

- ・ 用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

5

緑化事例の紹介

ここでは、敷地を緑化している工夫事例を紹介します。



▲ 建物正面の緑化



▲ 窓際緑化・ベランダ緑化



▲ プランター緑化



▲ 駐車場緑化



●● お問い合わせ ●●

各務原市 都市建設部 建設指導課
TEL : 058-383-1111 (代表)
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
FAX : 058-383-6365
E-mail : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp